

裁判長  
認印



調 書 (決定)

事件の表示	平成29年(ク)第679号
決定日	平成29年9月8日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	木内道祥 岡部喜代子 山崎敏充 戸倉三郎 林景一
当事者等	抗告人 相手方
原裁判の表示	東京高等裁判所平成29年(ラ)第377号(平成29年5月26日決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第2 理由

本件抗告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、特別抗告の事由に該当しない。

平成29年9月8日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 石上賀一 

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 石上賀一

